Title	第二次世界大戦後におけるフランスのインドシナ復帰と日本人戦犯裁判			
Sub Title	France faced with the Japanese war crimes trials and its return to Indochina after World War II			
Author	難波, ちづる(Nanba, Chizuru)			
Publisher				
Publication year	2013			
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2012.)			
JaLC DOI				
Abstract	第二次世界大戦下の「日仏共同支配期」を経て、フランスは戦後、インドシナに復帰を図る。こ の時期に行われた日本人戦犯裁判に、他の連合軍諸国とともにフランスは参加することとなった 。東京裁判とサイゴン裁判という二つの裁判におけるフランスの主な目的は、戦時期のインドシ ナにおけるヴィシー体制を否定し、日本との協力関係を清算し、共和主義の連続性を強調し、連 合軍諸国との密接な協力をはかりながら国際社会へ復帰することにあったといえよう。			
Notes	研究種目 : 若手研究(B) 研究期間 : 2009~2012 課題番号 : 21720273 研究分野 : 人文学 科研費の分科・細目 : 史学・西洋史			
Genre	Research Paper			
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_21720273seika			

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年5月15日現在

機関番号:32612				
研究種目:若手研究(B)				
研究期間:2009~2012				
課題番号:21720273				
研究課題名(和文) 第二次世界大戦後におけるフランスのインドシナ復帰と日本人戦犯裁判				
研究課題名(英文) France faced with the Japanese War Crimes Trials and its return to Indochina after World War II				
研究代表者				
難波 ちづる(NAMBA CHIZURU)				
慶應義塾大学・経済学部・准教授				
研究者番号:20296734				

研究成果の概要(和文):

第二次世界大戦下の「日仏共同支配期」を経て、フランスは戦後、インドシナに復帰を図る。こ の時期に行われた日本人戦犯裁判に、他の連合軍諸国とともにフランスは参加することとなった。 東京裁判とサイゴン裁判という二つの裁判におけるフランスの主な目的は、戦時期のインドシナ におけるヴィシー体制を否定し、日本との協力関係を清算し、共和主義の連続性を強調し、連合 軍諸国との密接な協力をはかりながら国際社会へ復帰することにあったといえよう。

研究成果の概要 (英文):

After the Pacific war, France took part in the Tokyo trial with the rest of the allied forces. At the same time, France organized a military tribunal in Saigon in order to condemn the atrocities committed in Indochina where the Japanese army had settled between 1940 and 1945. The Tokyo and Saigon trials significantly staged France s official return to the international level, emphasizing their presence in Asia and ensuring the continuity of their sovereignty in Indochina after they were excluded from the area by Japan. Besides, it was essential for France to officially liquidate the relations between the Vichy regime and Japan in Indochina via those trials, in order to take a step into the post-war era.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2012 年度	400,000	120,000	520,000
年度			
総計	3,700,000	1,110,000	4,810,000

研究分野:人文学

科研費の分科・細目:史学・西洋史 キーワード:フランス、インドシナ、植民地支配、日本、戦犯裁判

1.研究開始当初の背景

研究代表者は、博士論文において、第二次 世界大戦期・ヴィシー体制下にあるインドシ ナにおけるフランスの植民地統治の実態を、 主に、プロパガンダや文化政策、人々の日常 生活といった側面から明らかにし、また、太 平洋戦争遂行のためにインドシナに駐留し ていた日本とフランスとの競合および協力 関係を分析してきた。本研究はその延長上に あり、博士論文において明らかになった諸事 実を踏まえ、そこから生じた問題意識を前提

としている。

フランスは、「大東亜共栄圏」を提唱する 日本が現地住民をとりこむことを危惧し、日 本をけん制し、時に日本人との緊張関係を引 き起こしながらも、何よりもインドシナにお ける宗主権を死守するために、日本の駐留を 受け入れ、日本との協力をはかりながら植民 地統治をおこなっていた。また、インドシナ のフランス人だけでなく現地住民をも統合 するために、「労働・家族・祖国」をスロー ガンとするヴィシー主義のイデオロギーを 広く宣伝し、それに基づいたさまざまな復古 主義的かつ抑圧的な政策を展開していった。 反体制勢力であるドゴール派の厳しい取り 締まりが行われ、共和主義は糾弾され、抑圧 的な手段を用いて集中的にインドシナの「ヴ ィシー化」が遂行されていったが、1945 年3月の仏印処理によって、80年近く続い たフランス支配と、5年に及んだ日仏共存は 終わりを告げる。同年8月の敗戦を迎えるま で、日本はインドシナ各国に独立を与えなが らも、実質的には単独でインドシナを支配し た。

太平洋戦争終結後、日本軍によって武力排 除されていたフランスは、インドシナに復帰 をはかり、支配を再度確立しようと試みる。 しかしながら、日本軍の武装解除と治安維持 のため、北部には中国軍が、南部にはイギリ ス軍が駐留し、また、フランスの不在期間の 間に、主にベトミンによる反仏運動と独立運 動が広がり、フランスの正式な復帰は容易で はなかった。そのような戦後の混乱状況のな かで、日本占領下にあったアジア各地域で行 われた日本人の戦争犯罪行為を裁くBC級 戦犯裁判と、日本人戦争指導者の罪を裁く東 京裁判が、連合国によって開かれることにな る。インドシナ植民地政府によって遂行され てきた「対日協力」という事実を踏まえたう えで、果たしてフランスは、これらの対日戦 犯裁判にどのようにかかわることになった のか、という問題意識が当研究の出発点とな った。

東京裁判やBC級裁判に関する研究は 多々あるが、フランスと日本人戦犯裁判のか かわりを扱った先行研究はほとんど存在し ない状況である。その理由として、インドシ ナには日本軍が駐留していたとはいえ、他の 占領地とは異なり、戦時期の大半を通してフ ランスの植民地であり続けたため、フランス がこの地で日本の戦争犯罪を裁いたという イメージを抱きにくいということがあげら れよう。東京裁判においても、アメリカ、オ ーストラリア、オランダ、インドといった 国々代表の判事や検事の役割は注目される ことが多いが、フランスの存在の印象は一般 的には薄いといえるだろう。また、フランス が原告となったBC級戦犯裁判であるサイ ゴン裁判は、他の地で開かれた裁判に比べる と比較的規模が小さいということもあろう。 実際、サイゴン裁判は、これまでほとんど歴 史家の関心を引くことはなかった。先行研究 はほとんどなく、フランスにおける関連資料 の存在も定かではなかったといえる。しかし 小規模とはいえ、起訴された日本人戦犯は2 30人であり、判決の内容は、死刑判決63 人、無期判決23人、有期判決112人であ る。第二次世界大戦期にフランスと日本がイ ンドシナで「共存」してきたという事実を鑑 みると、これは少ないとはいえないであろう。

2.研究の目的

1946年7月のフィリピン独立、47年 8月のインド独立など、連合国が相次いで植 民地を手放し、国際的には脱植民地化の潮流 が顕著となるなかで、フランスはアジアにお ける重要拠点であるインドシナに強い執着 を示し、この地に再度、植民地支配を確立す ることに専念していく。1946年末にはイ ンドシナ戦争へと突入することになり、終戦 直後におけるインドシナ再支配の過程のプ ロセスを解き明かすことは、戦後の新たな世 界秩序における植民地支配と脱植民地化を 考えるうえで重要な歴史学的意味をもつで あろう。ドゴール率いる新生フランスが、イ ンドシナ復帰にあたって、どのような問題に 直面し、いかなる戦後の植民地支配を模索し たのかを明らかにすることが必要である。そ こでまず、フランスが復帰するにあたり、戦 後直後のインドシナはどのような状況にお かれていたのか、また、戦時期ヴィシー体制 下で遂行された植民地統治や対日政策をど のように認識していたのかを明らかにする。 それらを踏まえたうえで、帝国列強諸国を主 要メンバーとする連合国によって設置され た日本人戦犯裁判に注目し、フランスが、い かなる意図と思惑をもって東京裁判に参加 し、また、サイゴン裁判を遂行したのかを分 析する。アジア・太平洋戦争の全貌を明らか にし、日本人の戦争犯罪を追及するために設 置されたこれらの裁判は、新たな時代の幕開 けの象徴であると同時に、戦後における国際 秩序を確立するための連合国間の競合・協力 の舞台でもあった。また、これらの裁判は、 フランスがインドシナの独立を阻もうとし たインドシナ戦争と並行してなされたので あり、戦後の植民地支配をめぐるフランスの 戦略を、そこから切り離して考えることはで きないであろう。フランスが裁判に関与した 過程を、一次資料を読み解くことによって具 体的にたどり、他の連合国諸国との関係を明 らかにし、フランスにとってこれらの裁判が いかなる意味をもっていたのか、また、そこ には戦時期の清算という行為と、戦後のフラ

ンス植民地主義がそこにどのように立ち現 われてくるのかを分析する。

3.研究の方法

以上を明らかにするために依拠するのは、 主に日本にある戦犯裁判記録と、フランスに ある関連する一次資料である。日本の国立公 文書館には、日本の占領地49か所で行われ た各BC級裁判の裁判資料が保存されてい る。このなかにある「サイゴン裁判資料」は、 主に、戦後しばらくしてからフランスから返 還された起訴状や判決文に加え、裁判の傍聴 記録、戦後、戦犯自身によってかかれた手記 や彼らに対して行われた聞き取り等からな る。本研究の目的は、裁判内容の分析から日 本人が犯した戦争犯罪を明らかにすること にはないが、これらを読み解くことで、裁判 の概要や特徴を把握することができる。そこ でどのようなことがフランスによって罪と して糾弾されたのかを知ることが本研究の 大前提となる。東京裁判に関しては、すべて の裁判記録が刊行されているため、これを主 に参照する。次に、フランスがこれらの裁判 にどのようにかかわったのかを明らかにす るために、フランス本国政府およびインドシ ナ当局、そして裁判のために日本に派遣され たフランス代表団らによって作成された報 告書等を用いる。サイゴン裁判開廷にあたっ て行われた日本人戦犯への取り調べや予審 記録等の史料は、おそらく、インドシナ戦争 の混乱の際に散逸、消失したため、フランス やベトナムの史料館で見つけることができ なかった。そのため、エクサンプロバンスの 海外文書館、パリの外務省資料館、国立文書 館、国防省資料館に保存されている、主に本 国・インドシナ・日本の間でやり取りされた 文書を分析する。また、回想録や当時の新聞 等も用いる。

4.研究成果

日本の敗戦によって、インドシナにおける 日本支配は終わりを告げた。9月にはホーチ ミン率いるベトナム民主共和国が樹立され、 独立の興奮と反仏運動の激化といった混乱 状態のなか、フランスはすぐにもインドシナ に復帰し、「不在期間」によって失われた権 威と支配体制を回復しようとする。しかし、 日本軍の武装解除と日本人送還事業のため、 北部は中国、南部はイギリスが暫定的に統治 をはかる。また、フランス本国からの人員補 強は、船舶不足のために容易ではなかった。

また、終戦直後から、フランス当局は、戦時期インドシナで繰り広げられていた「日仏 共存」関係を追及し、その当事者らを取り調 べ、彼らの粛清を図る。戦後フランス本国か らインドシナに送られた「新たな」フランス 人と、戦前から生活している「古い」フラン ス人の間には緊張関係が広がり、再支配のた めの「団結」からは程遠い状況であった。こ のようななか、フランスは、インドシナに駐 留している中国やイギリスと交渉を行い、こ の地への正式な復帰を着々と進める。

第二次世界大戦終結以前から、日本の戦争 犯罪を調査し、裁く「場」を設けることは、 連合国によって決定されていた。フランスに とって、英中両軍が駐留し、復帰もまだ確か ではないという状況のなか、インドシナで行 われた日本人の戦争犯罪を「宗主国」である 自らが裁くことは、この地における支配の存 続を象徴する行為でもあり、重要な問題とし て認識されていた。また、戦争指導者たちの 責任を追及するために設置された東京裁判 に、連合国の一員としてフランスは判事と検 事を減遣することになった。フランスは、東 京裁判への参加が正式に決定されるかどう か不安を抱いており、また、他の連合国が「納 得」する人材の選出に関しても苦労していた。

中国もイギリスもインドシナから撤退し、 フランスによるサイゴン裁判が1946年 10月に開廷する。この裁判において、日本 人による残虐行為を暴き、裁くことは、日本 の支配に完全なる終止符を打つという意味 があった。日本の敗戦後も、残留兵の存在な どによる日本の影響力の残存をフランスは 危惧していたのである。また、この裁判のな かで裁かれた犯罪の多くが、日本に「抵抗」 したフランス人に対する拷問・残虐行為であ った。ヴィシー体制下で行われた日仏の共 存・協力関係を否定し、隠ぺいしたいフラン スは、裁判を通して、ドゴール派の存在や対 日抵抗運動、連合国への協力行為を強調する ことができたのである。

サイゴン裁判において裁かれたのはほと んどがフランス人に対して行われた犯罪行 為であり、現地住民が受けた被害は裁かれる ことがなかった。日本人の戦争犯罪を追及す ることは、現地住民に対して重要な意味をも つとフランス当局は認識しながらも、実際に は彼らに対する日本の残虐行為を裁かなか ったことに、この裁判の限界を見ることがで きる。「フランス共和国の保護下」にあるす べて人民に対する戦争犯罪の追及という大 義は、日仏共通の敵であったベトミンの存在 やインドシナ戦争の勃発などによってあい まいなものとなったのである。

東京裁判におけるフランスの最大の目的 は、日本のインドシナへの侵略と戦争犯罪行 為を追及することであった。かろうじて連合 国の一員とはなったものの、100パーセン ト明確な戦勝国ではなく、微妙な立場で戦後 を迎えたフランスにとって、東京裁判に参加 することは、他の連合国との密接な関係を築

くと同時に、自国の存在と発言力を国際的に 示す意味をもっていた。東京裁判という場に おいて、戦時中の対日協力を徹底的に否定し、 日本の残虐行為を糾弾し、インドシナにおけ るレジスタンスを強調し、フランスは日本の 協力者ではなく、犠牲者であったと主張した のである。 戦後の混乱や英中のインドシナ駐留、情 報・人材・資料不足など様々な困難にもかか わらず、周到に、時に強引に、フランスは日 本人戦犯裁判という舞台を利用することに よって、自国の復権を図り、戦後における再 出発を切ったといえよう。 5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

 <u>難波 ちづる</u>「第二次世界大戦後におけるフランスのインドシナ復帰 戦磁器の生産と対日本人戦犯裁判」 『三田学会雑誌』104巻2号、2011年(査読無)
 <u>難波 ちづる</u>「国立公文書館所蔵のサイゴン裁判関係資料について」 『北の丸』第41号 2009年(査読無)
 <u>難波 ちづる</u>「第二次世界大戦下インドシナにおけるフランスのプロパガンダ 日本のプロパガンダとの関係に着目して」 『史学雑誌』118巻11号 2009年(査読有)

〔学会発表〕(計2件)

<u>難波 ちづる</u>「第二次世界大戦後における フランスと日本人戦犯裁判」関西フランス史 研究会 2010年4月11日 京都大学会館 <u>難波 ちづる</u>「戦後フランスのインドシナ における復帰と日本人戦犯裁判について」公 開シンポジウム「脱植民地化研究の最前線-植民地責任論からの アプローチ」2009年11 月 東京外国語大学

〔図書〕(計1件)

<u>Chizuru Namba</u>, *Français et Japonais en Indochine (1940-1945). Colonisation, propagande et rivalité culturelle*, Paris, Karthala, 2012. 279 pages.

6.研究組織

 (1)研究代表者 難波 ちづる(NAMBA CHIZURU)
 慶應義塾大学・経済学部・准教授 研究者番号:20296734 (2)研究分担者

 (2)研究分担者
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (2)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)
 (1)

()

研究者番号: